

平成20年第4回本巢市議会定例会議事日程（第1号）

平成20年12月3日（水曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定について
日程第3 諸般の報告
日程第4 議案第61号 本巢市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する
条例について
日程第5 議案第62号 本巢市税条例の一部を改正する条例について
日程第6 議案第63号 本巢市織部の里もとす条例等の一部を改正する条例について
日程第7 議案第64号 本巢市織部の里もとすの指定管理者の指定について
日程第8 議案第65号 本巢市うすずみ特産販売所の指定管理者の指定について
日程第9 議案第66号 本巢市NEOキャンピングパークの指定管理者の指定について
日程第10 議案第67号 本巢市NEO桜交流ランドの指定管理者の指定について
日程第11 議案第68号 本巢市根尾林業センターの指定管理者の指定について
日程第12 議案第69号 市道路線の認定及び廃止について
日程第13 議案第70号 本巢郡北方町の公の施設利用に関する協議について
日程第14 議案第71号 平成20年度本巢市一般会計補正予算（第3号）について
日程第15 議案第72号 平成20年度本巢市農業集落排水特別会計補正予算（第2号）について
日程第16 議案第73号 平成20年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第2号）について
日程第17 認定第2号 平成19年度本巢市一般会計歳入歳出決算について
日程第18 認定第3号 平成19年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
日程第19 認定第4号 平成19年度本巢市老人保健医療特別会計歳入歳出決算について
日程第20 認定第5号 平成19年度本巢市簡易水道特別会計歳入歳出決算について
日程第21 認定第6号 平成19年度本巢市農業集落排水特別会計歳入歳出決算について
日程第22 認定第7号 平成19年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算について
日程第23 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（20名）

1番	黒田芳弘	2番	船渡洋子
4番	白井悦子	5番	高田文一
6番	高橋勝美	7番	安藤重夫
8番	道下和茂	9番	浅野英彦

10番 中 村 重 光
12番 若 原 敏 郎
14番 後 藤 壽太郎
16番 大 熊 和久子
18番 戸 部 弘
20番 遠 山 利 美

11番 村 瀬 明 義
13番 瀬 川 治 男
15番 上 谷 政 明
17番 大 西 徳三郎
19番 高 橋 秀 和
21番 鵜 飼 静 雄

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市 長	藤 原 勉	副 市 長	小 野 精 三
教 育 長	白 木 裕 治	総 務 部 長	鷺 見 良 雄
企 画 部 長	高 田 敏 幸	市 民 環 境 部 長	藤 原 俊 一
健 康 福 祉 部 長	村 瀬 光 廣	産 業 建 設 部 長	山 田 英 昭
林 政 部 長 兼 根 尾 総 合 支 所 長	山 田 道 夫	上 下 水 道 部 長	杉 山 尊 司
教 育 委 員 会 事 務 局 長	杉 山 勝 美	会 計 管 理 者	矢 野 博 行
代 表 監 査 委 員	三 田 村 晃 司		

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議 会 事 務 局 長	河 合 重 光	議 会 書 記	安 藤 正 和
議 会 書 記	川 口 直 紀		

開会の宣告

○議長（後藤壽太郎君）

ただいまから平成20年第4回本巢市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は20人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（後藤壽太郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号2番 船渡洋子君と4番 臼井悦子君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（後藤壽太郎君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月18日までの16日間とし、12月4日から8日までと、11日から17日までを休会としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から12月18日までの16日間とし、12月4日から8日までと、11日から17日までを休会とすることに決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（後藤壽太郎君）

日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、私より報告いたします。

それでは、私が出席しました会議等につきまして報告させていただきます。

10月3日、平成20年第2回本巢消防事務組合議会定例会が、本巢市消防事務組合会議室で開催されましたので報告します。付議事件といたしましては、監査委員の選任の同意を求めるについて、本巢市石原49番地の1、山本繁美さんが同意されました。専決処分の承認を求めるについて、平成19年度本巢市消防事務組合一般会計歳入歳出決算の認定についての議案審議があり、それぞれ原案のとおり承認されました。

10月15日、平成20年第2回岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合議会定例会が、岐阜市役所で開催されました。平成20年度岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合一般会計補正予算（第1号）、

平成19年度岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合一般会計歳入歳出決算認定についての議案審議があり、それぞれ原案のとおり承認されました。

11月21日、全国市議会産業経済委員会が東京、グランドアーク半蔵門で開催されました。各要望書の採決、実行運動、今後の運営についての審議がなされました。それぞれ原案のとおり承認されました。組合議会等の資料をごらんになりたい方につきましては、議会事務局にありますので、お申し出ください。

以上、報告をいたします。

それでは続きまして、総務企画委員会の報告をお願いいたします。

総務企画委員会委員長 高橋秀和君。

○総務企画委員会委員長（高橋秀和君）

それでは、総務企画委員会の報告をいたします。

11月17日午前9時から、本庁3階第1委員会室において総務企画委員会協議会及び総務企画委員会を開催いたしました。委員会協議会には議長を含む委員7名が出席し、執行部から鷲見総務部長、高田企画部長、山田根尾総合支所長ほか関係職員及び本巣消防事務組合、高田消防長の出席を求め、慎重に協議をいたしました。

協議事項として、1. 本巣消防署の人員配置について、2. 本巣市地域公共交通活性化協議会の検討状況について、3. 徳山団地の地盤沈下について、それぞれ執行部の方から説明をいただき、各委員から意見をお聞きし協議をいたしました。

執行部退席後、委員会開催に切りかえ、閉会中の継続審査となっております地方自治法の改正に伴う本巣市議会会議規則の改正について、協議事項として、協議または調整を行うための場を設けるか。公開（傍聴）会議録の対応及び取り扱いについて、協議等の場の運営、その他必要な事項は議長が別に定める。どのようにするか。費用弁償について、施行日はいつからにするかなど規則改正に伴う事項等について事務局より説明を求め、協議をいたしました。今回の委員会では結論を出さず、協議内容を踏まえ次回12月定例会会期中の総務企画委員会で再度審査をいただくことになりましたので、以上報告いたします。

○議長（後藤壽太郎君）

次に、議会だより編集特別委員会の報告をお願いいたします。

議会だより編集特別委員会委員長 高田文一君。

○議会だより編集特別委員会委員長（高田文一君）

それでは、議会だより編集特別委員会から報告をさせていただきます。

議会だより第20号につきましては、11月1日付で既に各家庭に配布をされているところでございます。

内容につきましては、9月定例会の内容が主なるものとなっております。表紙には、最近栽培・出荷がふえつつあります柿の新品種「早秋」の写真を使用いたしました。

2ページ目からは、新しい議会構成、補正予算の内訳、議決された議案の結果などを順に掲載し、

6 ページからは7名の議員による一般質問、各常任委員会の審査内容を掲載しました。

また、11ページには議会改革検討委員会の中間報告等を掲載し、最終ページには前本巢市長内藤正行氏のインタビューを掲載いたしました。

今回は、9月17日、10月1日、6日、10日の計4回にわたり委員会を開催し、皆様から提出いただいた原稿をもとに編集、発行したところでございます。

次回の議会だよりにつきましては、今定例会の内容を主なものとして、2月1日の発行を予定しております。

以上、議会だより編集特別委員会から報告をいたしました。

○議長（後藤壽太郎君）

次に、もとす広域連合議会の報告をお願いします。

17番 大西徳三郎君。

○17番（大西徳三郎君）

もとす広域連合議会の報告をいたします。

平成20年第3回もとす広域連合議会定例会が10月20日から24日までの5日間の会期で開催されましたので、報告をいたします。今定例会では、去る9月26日の当市議会9月定例会において、広域連合議会議員の改選が行われたことに伴い、大熊和久子議員が総務介護常任委員会委員に選任されました。今定例会に提出された議案は、広域連合長提出で条例の一部改正3件、平成19年度決算の認定議案5件、平成20年度の補正予算案2件の合計10件でした。

提出された議案について、それぞれ説明をいたします。

条例の一部改正については、もとす広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するもので、株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行により改正を行うものでした。次に、本巢広域連合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するもので、地方自治法の一部を改正する法律の施行により改正を行うものでした。次に、もとす広域連合非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するもので、地方自治法の一部を改正する法律の施行により改正を行うものでした。

平成19年度決算の認定議案については、一般会計及び四つの特別会計の歳入歳出決算の認定を求めるもので、まず一般会計の決算については、歳入8,019万円、歳出7,348万4,000円で、実質収支は670万7,000円の黒字となるものでした。介護保険特別会計の決算については、歳入45億5,636万5,000円、歳出43億740万4,000円で、実質収支は2億4,896万1,000円の黒字となるものでした。老人福祉施設特別会計の決算については、歳入9億7,894万1,000円、歳出8億6,462万円で、実質収支は1億1,432万2,000円の黒字となるものでした。療育医療施設特別会計の決算については、歳入9,338万8,000円、歳出8,887万1,000円で、実質収支は451万8,000円の黒字となるものでした。最後に、衛生施設特別会計の決算については、歳入2億6,427万6,000円、歳出2億5,061万7,000円で、実質収支は1,366万円の黒字となるものでした。

平成20年度の補正予算については、介護保険特別会計及び老人福祉施設特別会計の予算について

補正を行うもので、介護保険特別会計で1億6,402万3,000円の増額、老人福祉施設特別会計で1億682万円の増額となるものでした。

提出された議案については、それぞれ慎重な審議の末、原案のとおり可決されました。

以上で、もとす広域連合議会の報告を終わります。

○議長（後藤壽太郎君）

それでは、続きまして市長から行政報告をお願いいたします。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、行政報告を申し上げます。

初めに、市政の総点検につきまして御報告を申し上げます。

市政の総点検につきましては、市の財政状況がますます厳しくなる中、市政の課題や問題点を把握し、生かすところは生かす、改めるべきは改めることを目的に4月から実施しているところでございます。

各種団体の総会、会合、イベントなどを利用した地域座談会につきましては、10月末までに55回開催し、参加者は2,191人となっております。また、自治会からの要請によります自治会座談会につきましては8回、参加者は334人となっております。

こうした中で、市民の皆様からの御要望は、農林業の振興、もとバスなどの公共交通機関の改善、道路の整備、暮らしの安全・安心対策、生涯学習・生涯スポーツの充実等の御意見をいただいているところでございます。

また、内なる総点検といたしまして、各部局において施策の点検を行い、課題を洗い出し、対応方針や方策を検討しているところでございます。

こうした市民の皆様から寄せられました御意見や、内なる総点検に基づく方策等につきましては、本巣市政総点検チームにより集約と分析を行い、総点検結果としてまとめ、パブリックコメントを実施し、可能なものから速やかに着手してまいりたいと考えております。

次に、本巣市地域公共交通活性化協議会の取り組み状況につきまして御報告を申し上げます。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条に規定する法定協議会といたしまして、本巣市地域公共交通活性化協議会を平成20年3月に設立し、主に市営バスのあり方について地域公共交通総合連携計画として策定するため、現在、協議会等において御審議をいただいているところでございます。

本連携計画の策定に当たりましては、市民ニーズを把握するため、市内の3,500世帯を無作為抽出し、本巣市における公共交通の利用状況や財政負担状況をお示ししながらアンケートを実施いたしました。その結果につきましては、概要版として取りまとめたところでございます。市営バスに対するこうしたアンケートは、市営バスに対する市民の意識は、地域の置かれている交通状況等で意識の差がございりますが、こうした市民ニーズの結果を踏まえて、今後本巣市地域公共交通総合連携計画を作成し、市民に対するパブリックコメントを経て、次年度以降3年間の実証運行を実施し

てまいりたいと考えております。

詳細につきましては、議会全員協議会におきまして御説明させていただきますが、市民の皆様によりわかりやすく、より利用しやすい公共交通体系を目指してまいりたいと考えております。

次に、ケーブルテレビ加入促進、加入申し込み状況及び工事進捗につきまして、御報告を申し上げます。

本年度、ケーブルテレビ第2期エリアの本巢トンネル以北につきましては、自治会ごとにケーブルテレビの説明会を7月1日から8月31日にかけて開催し、対象世帯1,180世帯のうち719世帯、約61%の世帯の参加がございました。

現在の加入申し込み状況につきましては、10月31日現在で第1期エリアの加入率41.8%に対して、第2期エリア、トンネルから北の方ですが、加入の申し込み率は55.2%でございまして、第1期エリアを上回る加入率となっております。

今後の施工工程につきましては、各自治会によって異なりますが、おおむね2月中ごろまでに幹線工事を終了し、その後3月末までに宅内への引き込み工事を完了する予定で工事が進められております。今後、市といたしまして、市広報紙等によりまして加入促進に努めてまいりたいと考えております。

次に、本巢まちづくり楽校につきまして御報告を申し上げます。

本巢まちづくり楽校につきましては、市民と行政がそれぞれの役割と責任を認識しながら、協働してまちづくりを進めるため、地域コミュニティやボランティア等に取り組むきっかけとなるよう、現在開催しているものでございます。

11月30日には、先進的な地域づくり活動団体の実践研究といたしまして、瑞穂市で子育てを通して世代間交流を行っている団体を初め、岐阜市で高齢者が元気で続けるための場所づくりを行っている団体の代表者の方々のお話を聞きし、フィールドワーク、またワークショップを通して、地域の課題と解決手段について参加された市民の方と意見交換を行ったところでございます。また、12月6日には、大型店舗モレラ出店に伴う地域の活性化、交通対策、防犯対策等の地域課題と解決手段をフィールドワークやワークショップにより探ることといたしております。

こうしたまちづくり講座を通じて、地域コミュニティでの活動等を担っていただけるまちづくりリーダーを育成してまいりたいと考えております。

次に、平成20年度西濃環境整備組合議会定例会が11月28日に開催されましたので、その概要について御報告を申し上げます。

提出されました案件は、決算認定1件、一般会計補正予算1件の2件でございます。

平成19年度一般会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額17億4,901万1,302円、歳出総額17億1,986万3,694円で、歳入の主なものは、ごみ処理費負担金及び手数料でございます。また、歳出の主なものは、焼却炉等の点検整備費及びごみ焼却施設整備に係る地方債の償還に伴う公債費等でございます。

歳入歳出差引残額は2,914万7,608円でございまして、監査委員による監査報告も行われまして認

定されたところでございます。

次に、一般会計補正予算につきましては、燃料費等の価格の高騰に伴い歳入歳出412万円を増額補正し、予算の総額を17億7,862万4,000円とするものでございます。

また、組合議長及び副議長選挙が行われまして、組合議長に大垣市議会議長の高橋滋氏が、副議長に大垣市議会副議長の丸山新吾氏が選出されましたので、御報告を申し上げます。

以上、行政報告を申し上げさせていただきましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（後藤壽太郎君）

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 議案第61号から日程第6 議案第63号まで（上程・説明・質疑・委員会付託）

○議長（後藤壽太郎君）

続きまして日程第4、議案第61号 本巣市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第6、議案第63号 本巣市織部の里もとす条例等の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず、議案第61号 本巣市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

地方自治法施行規則の一部を改正する省令が発せられたことに伴い、改正を行うものでございます。

次に、議案第62号 本巣市税条例の一部を改正する条例についてでございます。

地方税法等の一部改正に伴い、改正するものでございます。

以上、議案第61号及び第62号の詳細につきましては、総務部長から御説明を申し上げます。

次に、議案第63号 本巣市織部の里もとす条例等の一部を改正する条例についてでございます。

本巣市の各施設条例の一部を、岐阜県の公の施設における指定管理者制度の導入におけるガイドラインに沿って改正するものでございます。

詳細につきましては、産業建設部長から御説明を申し上げます。

○議長（後藤壽太郎君）

それでは、議案第61号と議案第62号の補足説明を総務部長に求めます。

総務部長 鷺見良雄君。

○総務部長（鷺見良雄君）

それでは、議案第61号 本巣市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

お手元に配付の議案書 2 ページをお願いいたします。

本条例改正は、平成20年11月6日、地方自治法施行規則の一部を改正する省令でございます。総務省令118号が公布されたことに伴いまして、平成20年12月1日から施行されることとなっております。このため、条例第6条及び8条を改正する必要が出てきたわけでございます。認可地縁団体登録台帳に登載するために、第6条の認可地縁団体印鑑登録原票及び第8条の認可地縁団体印鑑登録証明書において規定をされております「事務所」を、「主たる事務所」に地方自治法施行規則に合わせて改正をするという内容でございます。

以上が、議案第61号の主な内容でございます。

続きまして、議案第62号 本巢市税条例の一部を改正する条例の補足説明でございます。

議案書 4 ページをお願いいたします。

本条例改正は、地方税法等の一部を改正する法律が既に平成20年4月30日付で公布されたことに伴い改正するものでございまして、その内容は寄附金控除規定の整備を図るということでございます。市条例第34条の7第1項に3号から12号までを追加するものでございます。既に先般の9月議会において議決をいただきました市条例34条の7第1項1号については、所得控除から税額控除を行うための手続として、市町村等地方公共団体に対する寄附金の規定をお願いいたしました。2号といたしましては、社会福祉法第113条第2項に規定する共同募金とか赤十字に対する寄附金の規定をお願いしたところでございます。

今回、3号から12号までを追加して、その内容は、所得税法第78条及び所得税法施行令第217条等に規定があります県内に存する独立行政法人、公益社団、財団法人、私立学校法に規定する学校法人、社会福祉法人等に対する寄附金の規定を追加し、整備をお願いするものでございます。

以上、補足説明等とさせていただきます。以上です。

○議長（後藤壽太郎君）

議案第63号については、あすの全員協議会において担当部長から補足説明を求め、その後に質疑を行いますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（後藤壽太郎君）

議案第61号 本巢市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第61号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第61号は総務企画委員会に付託することに決定しまし

た。

議案第62号 本巢市税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第62号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第62号は総務企画委員会に付託することに決定しました。

議案第63号 本巢市織部の里もとす条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第63号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第63号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

日程第7 議案第64号から日程第11 議案第68号まで（上程・説明・質疑・委員会付託）

○議長（後藤壽太郎君）

日程第7、議案第64号 本巢市織部の里もとすの指定管理者の指定についてから日程第11、議案第68号 本巢市根尾林業センターの指定管理者の指定についてまでを一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず、議案第64号 本巢市織部の里もとすの指定管理者の指定についてでございます。

平成21年3月31日で現在の指定管理者の指定の期間が終了するため、指定管理者を指定し、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第65号 本巢市うすずみ特産販売所の指定管理者の指定についてでございます。

平成21年3月31日で現在の指定管理者の指定の期間が終了するため、指定管理者を指定し、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第66号 本巢市NEOキャンピングパークの指定管理者の指定についてでございます。

これにつきましても、平成21年3月31日で現在の指定管理者の指定の期間が終了するため、指定管理者を指定し、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第67号 本巣市NEO桜交流ランドの指定管理者の指定についてでございます。

これも、平成21年3月31日で現在の指定管理者の指定の期間が終了するため、指定管理者を指定し、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第68号 本巣市根尾林業センターの指定管理者の指定についてでございます。

これも、平成21年3月31日で現在の指定管理者の指定の期間が終了するため、指定管理者を指定し、議会の議決を求めるものでございます。

以上、議案第64号から第68号までの詳細につきましては、それぞれ担当部長から御説明を申し上げます。

○議長（後藤壽太郎君）

議案第64号から議案第68号については、あすの全員協議会において担当部長から補足説明を求め、その後に質疑を行いますので、よろしく願いいたします。

議案第64号 本巣市織部の里もとすの指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第64号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第64号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

議案第65号 本巣市うすずみ特産販売所の指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第65号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第65号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

議案第66号 本巣市NEOキャンピングパークの指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第66号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第66号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

議案第67号 本巢市NEO桜交流ランドの指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第67号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第67号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

議案第68号 本巢市根尾林業センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第68号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第68号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

日程第12 議案第69号（上程・説明・質疑・委員会付託）

○議長（後藤壽太郎君）

日程第12、議案第69号 市道路線の認定及び廃止についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第69号 市道路線の認定及び廃止についてでございます。

既存認定道路の区域変更や開発行為により寄附採納された道路等について、市道の路線を認定及び廃止する必要があるため、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により提案するものでございます。

詳細につきましては、産業建設部長から御説明を申し上げます。

○議長（後藤壽太郎君）

議案第69号の補足説明を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 山田英昭君。

○産業建設部長（山田英昭君）

それでは、議案第69号 市道路線の認定及び廃止について補足説明をさせていただきます。

今回提出しておりますのは、認定する路線12路線、廃止する路線2路線であります。

それでは、19ページをお開きいただきたいと思います。上から順に説明をさせていただきます。

まず、市道糸貫1286号線でございますが、数屋字瀬古西地内でございます。図面につきましては20ページでございます。延長52.9メートル、幅員6.1メートル、開発事業に伴うものでございます。

次に、市道糸貫1287号線でございますが、有里字村前から字道下にかかるものでございます。図面につきましては21ページでございます。延長98.7メートル、幅員6.0メートル、開発事業に伴うものでございます。

次に、市道糸貫2206号線でございます。場所につきましては、屋井字村内地内でございます。図面につきましては22ページでございます。延長33.8メートル、幅員6.0メートル、開発事業に伴うものでございます。

次に、市道糸貫2197号線でございますが、場所につきましては七五三字海老道上から字南出までの路線でございますが、図面につきましては23ページでございます。延長446メートル、幅員4.0メートル、道路改良に伴い終点部の経路を変更するものでございます。これにつきましては、廃止する路線も関連しておりますので、29ページをごらんいただきたいと思います。市道糸貫2197号線ということで、図面につきましては次の30ページでございますが、七五三字海老道上から字浅木道上までの延長490.5メートル、幅員4.0メートル、これにつきまして、先ほど申し上げましたように経路を変えますので、前もって廃止した上、この同じ2197号線ということで認定するものでございます。

次に、市道糸貫2207号線、これにつきましては19ページの方にまた戻りましたが、七五三字南出から字浅木道上までの路線でございますが、図面につきましては同じく23ページでございますが、延長88.3メートル、幅員4.0メートルでございます。前にありました2197号線が路線の変更をしたため、別に認定するものでございます。

次に、市道真正1003号線でございます。場所につきましては、温井字西屋敷から字中割までにかけての路線でございます。図面につきましては、24ページをごらんいただきたいと思います。延長275.4メートル、幅員4.2メートル、これにつきましては道路の用に供されなくなった区域を廃止し、道路の用に供される区域を認定するものでございます。これについては、廃止する路線も関連がございますので、29ページをごらんいただきたいと思います。同じ路線番号で、廃止する路線として上げてございます温井字西屋敷から字西ノ筋にかけての路線でございます。図面番号ですが、31ページをごらんいただきたいと思います。延長につきましては1,391.9メートル、幅員につきまして

は4.2メートルでございます。この部分のうち、1,116.5メートルにつきましては道路に供されていないということで廃止しまして、19ページの方へまた戻っていただきますが、延長275.4メートルにつきましては道路の用に供されておりますので、一たん廃止して新たに認定するものでございます。

次に、市道真正1214号線でございます。場所につきましては、起点政田字清水地内のものがございます。図面番号につきましては、25ページでございます。延長74.5メートル、幅員5.0メートル、開発事業に伴うものでございます。

次に、市道真正2366号線でございます。下真桑字大門前から字堀之内にかけての路線でございます。図面につきましては26ページをごらんいただきたいと思います。延長につきましては98.9メートル、幅員につきましては6.0メートル、開発事業に伴うものでございます。

続きまして、市道真正2367号線でございます。場所につきましては、下真桑字大門前地内でございます。図面につきましては、同じく26ページでございますが、延長につきましては50.8メートル、幅員6.0メートル、開発事業に伴うものでございます。

続きまして、市道真正2368号線でございます。場所につきましては下真桑字長塚地内でございます。図面につきましては、同じく26ページをごらんいただきたいと思います。延長につきましては94.8メートル、幅員6.0メートルでございます。これにつきましても、開発事業に伴うものでございます。

次に、市道真正2369号線でございます。場所につきましては、軽海字五反田から字城前に至るものでございます。図面につきましては、27ページをごらんいただきたいと思います。延長につきましては576.4メートル、幅員3.2メートルでございます。これにつきましては、水路を伏せ越しをしまして道路としたため認定するものでございます。

次に、市道真正2370号線でございます。場所につきましては、十四条字高田地内でございます。図面につきましては、28ページをごらんいただきたいと思います。延長につきましては82.1メートル、幅員5.0メートルでございます。開発事業に伴うものでございます。

以上、認定する路線12路線及び廃止する路線2路線につきましても補足説明とさせていただきます。

○議長（後藤壽太郎君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第69号については、産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第69号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

日程第13 議案第70号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（後藤壽太郎君）

日程第13、議案第70号 本巢郡北方町の公の施設利用に関する協議についてを議題といたします。
市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第70号 本巢郡北方町の公の施設利用に関する協議についてでございます。

本巢郡北方町の公共下水道施設を利用するに当たり、地方自治法第244条の3第2項の規定により協議するものでございます。

詳細につきましては、上下水道部長から御説明を申し上げます。

○議長（後藤壽太郎君）

議案第70号の補足説明を上下水道部長に求めます。

上下水道部長 杉山尊司君。

○産業建設部長（杉山尊司君）

議案第70号 本巢郡北方町の公の施設利用に関する協議について説明をさせていただきます。

この協議は、北方町の公共下水道施設を本巢郡の市民が利用することに関する協議であります。利用する公の施設の名称は、北方町公共下水道であります。今回、本巢市仏生寺字岩石900番2の土地に一般住宅の建築が計画をされました。当仏生寺900番2は合併処理浄化槽での生活排水の処理になり、放流先は北方町側になります。東側及び南側道路に北方町の下水道施設があるため、生活排水については北方町公共下水道を利用するものであります。

なお、隣接の仏生寺900番1の土地も同じような条件でありますので、北方町と調整によりまして、あわせて北方町の公共下水道利用区域とするものであります。利用の条件であります。下水道への接続工事及び受益者負担金は利用者の負担であります。維持管理についても、経費負担は北方町であります。環境整備と地域住民の利便性の向上を図るために、北方町公共下水道の利用に関する協議書の締結に当たりまして、本議会の協議をするものでございます。以上でございます。

○議長（後藤壽太郎君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第70号については、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第70号は委員会付託を省略することに決定しました。
これより討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これより議案第70号を採決します。
本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第70号 本巢郡北方町の公の施設利用に関する協議については
原案のとおり可決することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

10時45分から始めたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

午前10時13分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（後藤壽太郎君）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第14 議案第71号から日程第16 議案第73号まで（上程・説明）

○議長（後藤壽太郎君）

日程第14、議案第71号 平成20年度本巢市一般会計補正予算（第3号）についてから、日程第16、
議案第73号 平成20年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第2号）についてまでを一括議題と
いたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第71号 平成20年度本巢市一般会計補正予算（第3号）についてでございます。

一般会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ4,715万3,000円の追加補正をお願いするもので
ございます。

歳入につきましては、地方税等減収補てん臨時交付金として541万4,000円、地方交付税として
522万9,000円、林道災害復旧費等の県補助金として859万2,000円、雑入として介護給付費市町村負
担金精算金2,131万8,000円の増額が主なものでございます。

また、歳出におきましては、財政調整基金への積立金といたしまして4,000万円、土木費の道路
新設改良費といたしまして310万円、住宅管理費として109万5,000円、小・中学校、幼稚園管理費

といたしまして277万4,000円をそれぞれ増額し、また老人保健医療特別会計への繰出金として2,000万円を減額するものが主な内容でございます。

詳細につきましては、副市長から御説明を申し上げます。

次に、議案第72号 平成20年度本巢市農業集落排水特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本巢市農業集落排水特別会計につきましては、歳入歳出それぞれ811万2,000円の追加補正をお願いするものでございます。

歳入につきましては、主に特定基盤整備推進交付金として155万8,000円、消費税還付金として971万円を減額し、前年度繰越金として1,938万円を増額するものでございます。

また、歳出につきましては、排水設備工事費助成金といたしまして311万8,000円、予備費として499万4,000円の増額が主な内容でございます。

次に、議案第73号 平成20年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

公共下水道特別会計につきましては、歳入歳出それぞれ747万1,000円の追加補正をお願いするものでございます。

歳入につきましては、前年度繰越金1,851万円の増額と、特定基盤整備推進交付金764万4,000円及び消費税還付金339万5,000円の減額が主なものでございます。

また、歳出につきましては、管渠布設に係る工事請負費494万3,000円の増額が主なものでございます。

以上、議案第72号及び第73号の詳細につきましては、上下水道部長から御説明申し上げます。

○議長（後藤壽太郎君）

議案第71号から議案第73号については、あすの全員協議会において、副市長及び担当部長から補足説明を求め、その後に質疑を行います。

議案第71号 平成20年度本巢市一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第71号については、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第71号は委員会付託を省略することに決定しました。

議案第72号 平成20年度本巢市農業集落排水特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第72号については、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第72号は委員会付託を省略することに決定しました。

議案第73号 平成20年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたし

ます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第73号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第73号は委員会付託を省略することに決定しました。

日程第17 認定第2号から日程第22 認定第7号まで（上程・説明・監査委員報告・委員会付託）

○議長（後藤壽太郎君）

日程第17、認定第2号 平成19年度本巢市一般会計歳入歳出決算についてから、日程第22、認定第7号 平成19年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算についてまでを一括議題といたします。市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、平成19年度本巢市の各会計決算の認定について御説明を申し上げます。

まず、認定第2号 平成19年度本巢市一般会計歳入歳出決算についてでございます。

歳入額は160億973万575円で、歳出額は150億1,139万1,595円でございます。差引残額9億9,833万8,980円でございます。

次に、認定第3号 平成19年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてでございます。事業勘定の決算額は、歳入額は35億5,114万6,336円で、歳出額は32億5,806万5,789円でございます。差引残額2億9,308万547円でございます。施設勘定の決算額は、歳入額は3億247万2,701円で、歳出額は2億8,948万656円ございました。差引残額1,299万2,045円でございます。

次に、認定第4号 平成19年度本巢市老人保健医療特別会計歳入歳出決算についてでございます。歳入額は29億5,508万4,549円で、歳出額は29億4,859万5,189円で、差引残額648万9,360円でございます。

次に、認定第5号 平成19年度本巢市簡易水道特別会計歳入歳出決算についてでございます。歳入額は5億4,356万1,104円で、歳出額は5億2,108万6,856円ございまして、差引残額2,247万4,248円でございます。

次に、認定第6号 平成19年度本巢市農業集落排水特別会計歳入歳出決算についてでございます。歳入額は11億2,763万739円で、歳出額は11億525万308円で、差引残額2,238万431円でございます。

次に、認定第7号 平成19年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算についてでございます。歳入額は6億8,704万2,853円で、歳出額は6億913万8,408円、差引残額7,790万4,445円でございます。

以上、決算認定の6案件につきましては、去る10月9日から10月28日まで、監査委員によります決算審査を実施していただいておりますので、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員

の意見を付しまして、議会の認定をお願いするものでございます。

詳細につきましては、会計管理者及び各担当部長から御説明申し上げます。

以上、よろしく御審議いただきまして、御議決または御承認を賜りますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○議長（後藤壽太郎君）

認定第2号から認定第7号については監査委員に監査をお願いしてありますので、代表監査委員から決算審査についての意見を求めます。

代表監査委員 三田村晃司君。

○代表監査委員（三田村晃司君）

平成19年度本巢市各会計歳入歳出決算及び平成19年度基金の運用状況審査意見。地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された平成19年度本巢市一般会計、特別会計、歳入歳出決算及び同法第241条第5項の規定により審査に付された平成19年度の基金の運用状況について審査しましたので、その結果について次のとおり意見を述べます。

1. 審査の概要。

審査の対象。平成19年度本巢市一般会計歳入歳出決算、同国民健康保険特別会計ほか4件の特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況。附属書類、平成19年度本巢市各会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書。

審査期間。平成20年10月9日から平成20年10月28日。

審査の手續。審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているかどうかを確かめ、これらの計数の適正性を審査するため、関係帳簿その他証拠書類との照合等、通常実施すべき審査手續を実施したほか、必要と認めたその他の審査手續を実施しました。

また、審査に付された平成19年度の基金の運用状況を示す書類について、その計数の正確性を検証するため、関係帳簿等との照合、その他通常実施すべき審査手續を実施したほか、基金の運用状況の妥当性を検証するため関係書類を審査しました。

2. 審査結果。

審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係帳簿その他証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。また、予算の執行及び関連する事務は適正に行われているものと認められました。また、基金の運用状況を示す書類の計数は、関係帳簿等と照合した結果、誤りのないものと認められ、運用状況は妥当であると認められました。

なお、審査結果の詳細につきましては、決算意見書に記述したとおりであります。決算の状況及び意見を簡潔に述べます。

当年度の一般会計歳入歳出決算の状況を見ると、歳入160億973万1,000円、歳出150億1,193万2,000円で、前年度に比し歳入は5億1,735万5,000円、3.3%、歳出は3億9,948万1,000円、2.7%

増加しており、形式収支は9億9,833万9,000円、実質収支は9億1,515万9,000円、単年度収支は1億317万3,000円の黒字となっており、市税は11.2%、市債は9億3,515万円、73.5%増加している。一般会計に特別会計を合わせた総計決算額では、歳入251億7,666万9,000円、歳出237億4,300万9,000円で、形式収支は14億3,366万円、実質収支は13億5,048万円の黒字であるが、単年度収支は8,847万8,000円の赤字となっている。

普通会計によって財政構造を見ると、経常収支比率は当年度は82.7%で、前年度に比し2.4%減少してはいるものの高く、財政が硬直化していることを示している。財政力指数は0.760で、前年度よりわずかに上昇し、公債費比率は0.9ポイント低下して9.5%となっている。ちなみに、歳入の構成を見ると、自主財源の割合が50.7%と前年度より1.7ポイント上昇している。また、市税のほか、国保税及び使用料等の滞納による収入未済額が年々増加する傾向にある。

一方、歳出の構成を見ると、前年度に比し経常的経費の割合が0.5ポイント低下し、投資的経費割合は0.4ポイント増加しており、厳しい財政状況の中で諸事業の推進が図られたことを示しているが、市債の当年度発行額は22億675万円、歳入構成比13.8%で、前年度に比し9億3,515万円、73.5%増加している。合併特例債を初め市債の発行に当たっては、将来にわたる財政の健全性の確保に十分な配慮が望まれる。

以上のような厳しい財政状況下において、今後の財政運営については、これまで行ってきた行財政改革を維持するとともに、市税の減少、自主財源額の推移、三位一体改革による影響等、本市の財政状況に影響を与える要素を考慮し、自主性、独自性を発揮した事業の選択及び財源の適正配分を行い、健全な行財政運営に努められたい。

また、市税等の収入未済額の発生は、行政執行の計画性に支障を生じることのみならず、これを放置することにより負担の公平性を欠き、ひいては行政に対する信頼性を失わせかねないものであり、収入未済額の縮減、収納率の向上等、市税等の財源確保に一層努められるよう要望するものがあります。

なお、今後、市民の視点に立った行財政運営を遂行するには、それを担う職員の意識改革と行政能力の向上が不可欠であり、団塊世代職員の大量退職が始まっている中、技術等の継承を初め次代を担う若手職員の育成等、市民ニーズに的確に対応できるよう努められたい。

平成20年12月3日、本巢市代表監査委員 三田村晃司。

○議長（後藤壽太郎君）

ありがとうございました。

それでは、これより決算審査に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで決算審査の意見に対する質疑を終わります。

代表監査委員は、自席にお戻りください。

認定第2号から認定第7号については、あすの全員協議会において会計管理者及び担当部長から

補足説明を求め、その後に質疑を行います。

認定第2号 平成19年度本巢市一般会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

お諮りします。平成19年度本巢市一般会計歳入歳出決算のうち、総務企画委員会の所管に属する決算については総務企画委員会に、文教福祉委員会の所管に属する決算については文教福祉委員会に、産業建設委員会の所管に属する決算については産業建設委員会に、以上それぞれ所管の委員会において協議を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第2号については、それぞれ所管の委員会において協議することに決定しました。

認定第3号 平成19年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第3号については、文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第3号は文教福祉委員会に付託することに決定しました。

認定第4号 平成19年度本巢市老人保健医療特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第4号については、文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第4号は文教福祉委員会に付託することに決定しました。

認定第5号 平成19年度本巢市簡易水道特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第5号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第5号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

認定第6号 平成19年度本巢市農業集落排水特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第6号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第6号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

認定第7号 平成19年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第7号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。したがって、認定第7号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

日程第23 議員派遣について

○議長（後藤壽太郎君）

日程第23、議員派遣についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、本巢市議会会議規則161条の規定により議員を派遣したいと思います。
これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議員派遣についてはお手元に配付のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

散会の宣告

○議長（後藤壽太郎君）

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

12月9日火曜日午前9時から本会議を開会します。

なお、あす12月4日午前9時から全員協議会を開催しますので、御参集のほどよろしくお願いたします。

本日、各常任委員会に付託しました議案の付託表がお手元に配付してあります。念のため、各委員会の開催日と場所を申し上げます。

総務企画委員会は、12月11日午前9時から本庁舎3階第1委員会室で開催いたします。文教福祉委員会は、12月12日午前9時から真正分庁舎3階第1委員会室で開催いたします。産業建設委員会は、12月15日午前9時から現地視察を行い、視察終了後、糸貫分庁舎2階特別会議室で開催いたします。

本日はこれにて散会いたします。大変ありがとうございました。

午前11時9分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

